

資料3 電子申請届出システムについて

厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室

資料3 電子申請届出システムについて

社会保障審議会介護保険部会 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 取りまとめ（令和4年11月7日）概要

介護分野の文書に係る負担軽減については、介護分野文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」の内容も踏まえ、今後の更なる負担軽減の実現へ向け、主に以下の項目について議論と検討を行い、令和4年11月7日に取りまとめを行った。

取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性

① 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

- ・ 国が示している標準様式の使用が、地方公共団体にどの程度浸透しているのか確認のために調査を行うべきである。
- ・ 指定申請等に係る文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行うべきである。
- ・ **標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の所要の法令上の措置を行うべきである。**（施行時期：令和6年度）

② 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

- ・ 専用窓口で受け付けた要望について、内容等を整理し、本専門委員会に報告を行い公表を行うべきである。
- ・ 要望内容については、精査の上、必要に応じて本専門委員会での議論等を行うことや地方公共団体への助言等を行うべきである。
- ・ 受付フォーマットや運営方法については、今後も随時検討を行うべきである。

今後の進め方

専用の窓口で提出された要望についての報告や改善等に対する対応及び「電子申請・届出システム」の利用状況等のフォローアップ等が必要であるため、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を随時又は定期に開催することが有益である。

③ 「電子申請・届出システム」について

- ・ **手引きや操作手順書の作成等、円滑なシステムの運用開始へ向けた支援を行うべきである。**
- ・ **早期利用開始の地方公共団体に伴走支援を行い、好事例の横展開等により早期利用開始を促すべきである。**
- ・ **利用開始時期の意向調査の実施と調査結果の公表を行うべきである。**
- ・ **機能は地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行うべきである。**
- ・ **システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則にシステムについて明記する等の所要の法令上の措置を行うべきである。**

④ 地域による独自ルールについて

- ・ **地方公共団体における独自ルールの有無、内容を整理し公表を行うべきである。**
- ・ 専用の窓口で提出のあった要望の中で、独自ルールに関する要望を整理し公表を行うべきである。

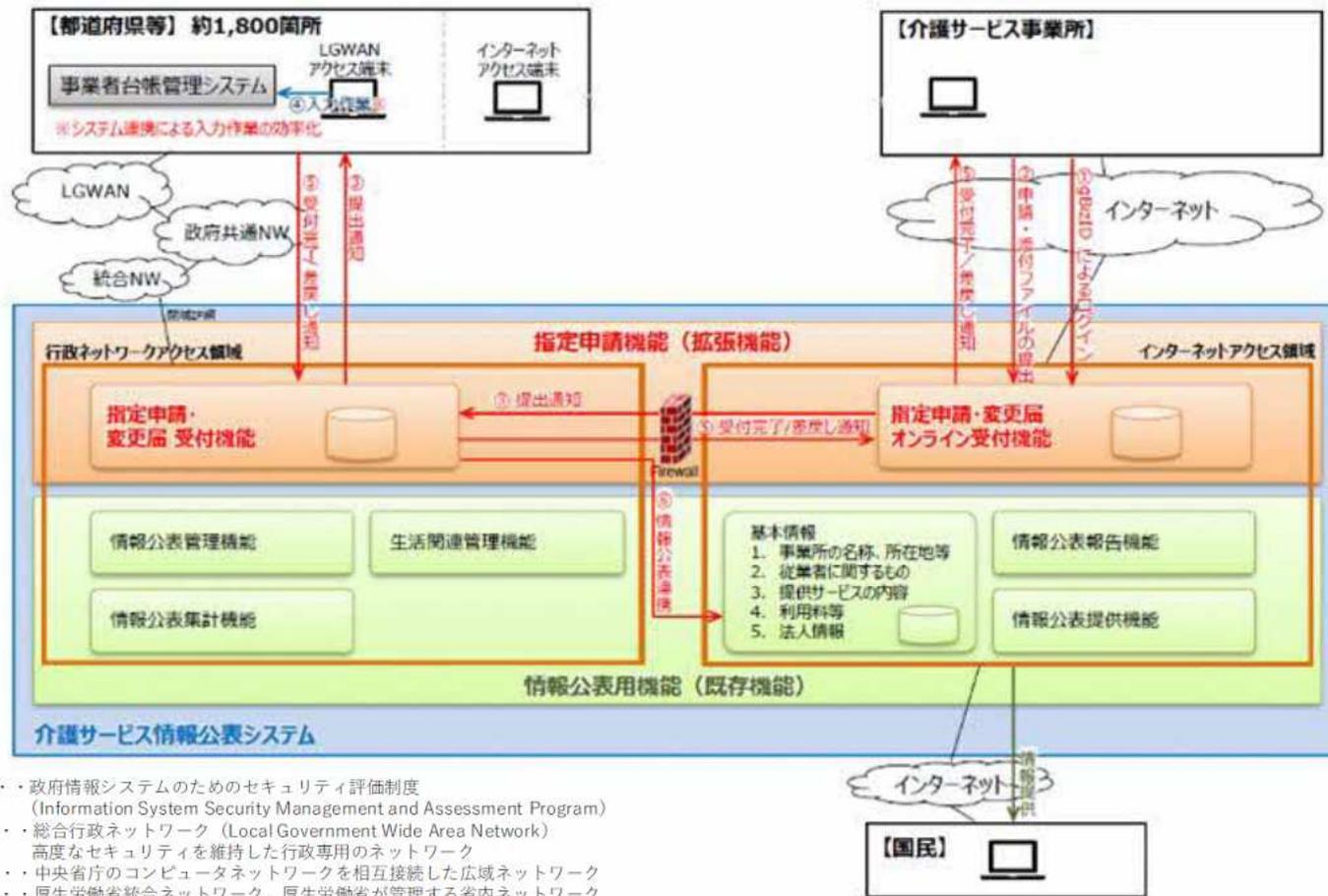
⑤ その他の課題について

- ・ 処遇改善加算や事故報告、ケアプラン、介護DX等に関して示されたその他の意見については、関係審議会における検討の中で積極的に活かし、デジタル化や負担軽減を進めていくことを期待。

資料3 電子申請届出システムについて

電子申請・届出システムの概要（オンライン申請を見据えた介護サービス情報公表システムの改修事業（令和3年度））

- 介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるために、介護サービス情報公表システムの改修を行う。
- ISMAP登録クラウドサービスの利用、障害等に備えたシステムの冗長化等を行い、システムのセキュリティ・信頼性の向上を図る。



資料3 電子申請届出システムについて

(参考) 介護サービス情報公表システム拡張後の機能概要

機能	概要
①GビズIDによるログイン	介護サービス事業所が「GビズID」を用いて指定申請機能にログインする。 ※GビズID・・・行政手続等において手続を行う法人等を認証するための仕組み (法人・個人事業主向け共通認証システム)
②申請・添付ファイルの提出	介護サービス事業所は、オンラインにより新規指定申請、変更届出、更新申請等について、提出に必要な項目を入力、またファイルをアップロードし、提出を行う。その他、以下を行うことができる。 ● 提出した申請・届出の様式一式をダウンロードし、印刷すること。 ● 加算の届出等について、添付書類としてアップロードして提出すること。 ● 提出した申請・届出の受付状況を申請一覧上で確認すること。 ● 新たな申請・届出を行う際には、前回の申請情報に基づいて入力内容がプリセット表示されること。
③提出通知	事業所からの申請・届出等の提出を指定権者に通知する。 指定権者は提出された申請・届出の様式等一式を画面にて確認して、ダウンロードし印刷する。
④事業所台帳管理システムへの入力連携	事業所から提出された申請・届出等について、介護サービス情報公表システムからファイルを出し、事業所台帳管理システムへ取り込む。また、事業所台帳システムで入力した審査結果の情報や、事業者台帳等の情報について、介護サービス情報公表システムへ取込む。(JSONの予定) ※JSON (JavaScript Object Notation)・・・データ記述言語の1つ。
⑤受付完了・差戻し通知	指定権者は介護サービス事業所の提出した申請・届出等の内容に不備がないことを確認し、介護サービス事業所へ受付が完了した旨を通知する機能。その他、以下を行うことができる。 ● 提出内容に不備がある場合に申請者に差戻すこと。 ● 受付完了又は差戻しの通知時に、受付結果のコメントの記入やファイルを添付すること。
⑥情報公表用の報告内容登録時におけるデータプリセット	指定申請機能を用いて登録された介護サービス事業所の情報について、情報公表用の報告データを登録する際に、申請内容からデータをプリセットする機能。

資料3 電子申請届出システムについて

指定申請事務～台帳管理システム登録事務 業務フロー STEP4 (指定権者が市町村である場合。市区町村にも台帳管理システムを導入・機能改修。API実装後)

管内市町村が、都道府県と同じ台帳管理システムを導入した場合を想定。

